

令和6年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第6号	令和5年度三豊市一般会計補正予算(第7号)	4
議案第7号	令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第8号	令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)	6
議案第9号	令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第10号	令和5年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第11号	令和5年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	9
議案第12号	令和5年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	10
議案第13号	令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	11
議案第14号	令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	12
議案第15号	令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)	13
議案第16号	令和5年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	14
議案第17号	令和6年度三豊市一般会計予算	15
議案第18号	令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	16
議案第19号	令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	17
議案第20号	令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	18
議案第21号	令和6年度三豊市介護保険事業特別会計予算	19
議案第22号	令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	20
議案第23号	令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	21

議案番号	件名	ページ 番号
議案第24号	令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	22
議案第25号	令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算	23
議案第26号	令和6年度三豊市病院事業会計予算	24
議案第27号	令和6年度三豊市集落排水事業会計予算	25
議案第28号	三豊市電子地域通貨基金条例の制定について	26
議案第29号	三豊市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する条例の制定について	28
議案第30号	三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備について	32
議案第31号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について	35
議案第32号	三豊市公告式条例の一部改正について	37
議案第33号	三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	39
議案第34号	三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	41
議案第35号	ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について	45
議案第36号	三豊市企業立地促進条例の一部改正について	47
議案第37号	三豊市介護保険条例の一部改正について	49
議案第38号	三豊市手数料条例の一部改正について	51
議案第39号	三豊市詫間町老人いこいの家条例の一部改正について	53
議案第40号	三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	55
議案第41号	三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	58
議案第42号	みとよ未来技術基金条例の廃止について	60

議案番号	件名	ページ 番号
議案第43号	香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について	62

議案第6号

令和5年度三豊市一般会計補正予算(第7号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第7号

令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第8号

令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第9号

令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第10号

令和5年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第11号

令和5年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第12号

令和5年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第13号

令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第14号

令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第15号

令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第16号

令和5年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)

令和5年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第17号

令和6年度三豊市一般会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第18号

令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第19号

令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第20号

令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第21号

令和6年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第22号

令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第23号

令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第24号

令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第25号

令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算

地方自治法第211条の規定により、令和6年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第26号

令和6年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第27号

令和6年度三豊市集落排水事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和6年度三豊市集落排水事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第28号

三豊市電子地域通貨基金条例の制定について

三豊市電子地域通貨基金条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市電子地域通貨基金条例

(設置)

第1条 三豊市電子地域通貨事業の適切な運営を図るため、三豊市電子地域通貨基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

三豊市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する条例の制定について

三豊市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、三豊市(以下「市」という。)以外の地方公共団体(以下「搬入団体」という。)が市の区域外で生じた一般廃棄物を処理施設へ搬入することに対して、環境保全協力金(以下「協力金」という。)の支払を求め、環境負荷の低減に関する施策の財源に充てることにより、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、当該搬入に係る手続を定めることにより、市と搬入団体の一般廃棄物処理計画の調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 処理施設 法第15条の2の5第1項に基づき届け出た処理施設で、市の区域内に所在するものをいう。

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、搬入団体から処理施設に搬入された一般廃棄物の搬入量(1トン未満の端数がある時は、これを切り上げた搬入量)に1トン当たり2,000円を乗じて得た額とする。

(事前協議)

第4条 搬入団体の長は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとする場合は、あらかじめ市長と搬入に係る協議を行わなければならない。協議した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(協定の締結)

第5条 搬入団体の長は、前条の規定による事前協議が成立したときは、市長と一般廃棄物の搬入に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。協定の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(搬入通知)

第6条 搬入団体の長は、前条の協定に基づき、一般廃棄物を搬入しようとするときは、市長に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定により通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知があった場合は、その内容を確認し、一般廃棄物の搬入を承認したときは、搬入団体の長にその旨を通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 搬入団体が搬入に係る承認要件に反することが明らかになったとき。

(2) 市長が市民の健康及び環境保全上緊急の必要を認めたとき。

(3) 搬入団体が正当な理由なく協力金の支払をしなかったとき。

(4) 公序良俗に違反するとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第7条 搬入団体の長は、処理施設に一般廃棄物の搬入を行ったときは、その実績を市長に報告しなければならない。

(協力金の請求)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、協力金の額を確定し、搬入団体の長に請求するものとする。

(協力金の納付)

第9条 搬入団体の長は、請求を受けた日から起算して30日以内に協力金を納付しなければならない。

(協力金の使途)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するため、協力金を本市の環境保全に対する施策の財源に充てるものとする。

(報告及び調査)

第11条 市長は、一般廃棄物の搬入に関して、搬入団体又は当該処理施設の設置者に報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 搬入団体又は当該処理施設の設置者は、前項の規定による申出があるときは、これに応じなければならない。

(協定の解除等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに搬入団体の長に対

して、一般廃棄物の受入れの停止又は協定の解除をするものとし、搬入団体の長はこれに従わなければならない。

- (1) 搬入団体が、協定に記載のない物を搬入したとき。
 - (2) 搬入団体の一般廃棄物の搬入行為により、市の不利益となる事象が生じたとき。
 - (3) この条例、これに基づく規則又は協定に定めのある事項に違反したとき。
- (損害賠償)

第13条 搬入団体は、搬入した一般廃棄物によって、市又は第三者に損害を与えたときは、市の積算による実費を賠償しなければならない。

(適用除外)

第14条 この条例の規定は、法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備について

三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市地域交流館荘内の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市地域交流館条例の一部改正)

第1条 三豊市地域交流館条例(令和5年三豊市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

三豊市地域交流館荘内	三豊市詫間町大浜甲1633番地36
------------	-------------------

別表第2三豊市地域交流館大見の表の次に次の1表を加える。

三豊市地域交流館荘内

(単位：円)

施設区分	時間区分	午前8時30分から午後10時まで
		1時間当たり
第1会議室		200
第2会議室		100
第3会議室		100
調理室		200

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市の区域外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(三豊市出張所設置条例の一部改正)

第2条 三豊市出張所設置条例(平成18年三豊市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表三豊市荘内浦島出張所の項中「三豊市詫間町大浜甲1891番地1」を「三豊市詫間町大浜甲1633番地36」に改める。

(三豊市詫間町荘内自然休養村センター条例の廃止)

第3条 三豊市詫間町荘内自然休養村センター条例(平成18年三豊市条例第162号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市監査委員条例の一部改正)

第1条 三豊市監査委員条例(平成18年三豊市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号

三豊市公告式条例の一部改正について

三豊市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月 1 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市公告式条例の一部を改正する条例

(三豊市公告式条例の一部改正)

第1条 三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「三豊市詫間町詫間1338番地13」を「三豊市詫間町詫間1338番地127」に改める。

第2条 三豊市公告式条例の一部を次のように改正する。

別表5の項中「三豊市詫間町詫間1338番地127」を「三豊市詫間町詫間1338番地13」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第33号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条本文に規定する日から施行する。

議案第34号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三豊市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140」に改める。

第2条 三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「日曜日でない日」の次に「。次条第1項において同じ。」を加え、同条第4項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき地域手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合、期間率、勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

第23条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 第15条の2の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年三豊市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 三豊市職員の育児休業等に関する条例(平成18年三豊市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「会計年度任用職員」の次に「(以下「会計年度任用職員」という。)」を加える。

第3条第4号中「障害」を「障がい」に改める。

第7条第1項中「非常勤職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条の3第4号中「障害」を「障がい」に改める。

議案第35号

ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について

ふるさと三豊応援寄附条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

ふるさと三豊応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと三豊応援寄附条例(平成20年三豊市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げるまちづくりの目標を実現するために行う事業であって」を「三豊市総合計画に掲げるまちづくりの目標を実現するために行う事業として」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 【産業・交流】にぎわいが地域を元気にするまちに関する事業
- (2) 【教育・文化・人権】知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまちに関する事業
- (3) 【健康・福祉・医療】子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまちに関する事業
- (4) 【暮らし】人と自然が守られる定住のまちに関する事業
- (5) 市民が可能性を切り開くまちづくりに関する事業
- (6) 効率的で健全な行財政運営に関する事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

3 対象事業の指定がない寄附金については、市長が対象事業を指定する。

第6条中「積立てる」を「積み立てる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、対象事業に充てることができる。

第10条第1号中「第3条に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第36号

三豊市企業立地促進条例の一部改正について

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三豊市企業立地促進条例(平成23年三豊市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3年間」を「8年間」に、「2億円」を「5億円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に受理した第3条第2項の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

議案第37号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「32,800円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「49,400円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「49,700円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万1,600円」を「2万600円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「3万6,000円」を「3万5,000円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「5万400円」を「4万9,400円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第8条第1項第2号及び第9条第1項第2号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第2号及び第9条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三豊市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第38号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表介護保険の部介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料の項の次に次のように加える。

介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定 介護予防支援事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき	10,000
介護保険法第115条の31において準用する同法第70 条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業 者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第39号

三豊市詫間町老人いこいの家条例の一部改正について

三豊市詫間町老人いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市詫間町老人いこいの家条例の一部を改正する条例

三豊市詫間町老人いこいの家条例(平成18年三豊市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三豊市詫間町志々島老人いこいの家
- (2) 位置 三豊市詫間町志々島394番地2

第5条第3項中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第40号

三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年三豊市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同号を同条第24号とし、同条第16号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるもの

とする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第40条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、改正後の第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第41号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号)の一部を次のように改正する。

別表 1 公営住宅の部詫間地区の表的場団地の項中「2」を「1」に改め、同部仁尾地区の表蔦見団地の項中「6」を「4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

みとよ未来技術基金条例の廃止について

みとよ未来技術基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

みとよ未来技術基金条例を廃止する条例

みとよ未来技術基金条例(平成19年三豊市条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第43号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約(平成16年香川県知事許可16自振第18114号)の一部を次のように変更する。

第2条中「財産区」を「広域連合」に改める。

別表第1中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削る。

別表第2の8の項の左欄中「職員」を「職員(右欄に掲げる市町にある財産区の議会の議員その他非常勤の職員を含む。)」に改め、同表の同項の右欄中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削る。

別表第3の5の項の右欄中「辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削り、同表の6の項の右欄中「土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区」を削り、同表の7の項の右欄中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区」を削り、同表の8の項の右欄中「三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区」を削り、同表の11の項の右欄中「粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区」を削り、同表の12の項の右欄中「琴平町五条財産区」を削り、同表の14の項の右欄中「美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区」を削る。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。